

役員報酬規程

2018年6月2日制定

（目的）

第1条 この規程は、特定非営利活動法人岡山 NPO センター（以下「岡山 NPO センター」という。）定款第33条1項に規定に基づき、役員報酬の支給について定めることを目的とする。

（意義）

第2条 この規程における役員報酬とは、岡山 NPO センターが常勤役員に対し、その役務の対価として支払うものをいう。

（決定機関）

第3条 本規程の改廃は総会の議決による。

（役員報酬の決定方法）

第4条 役員月額報酬は、理事会で決定する。ただし、役員一人当たり年額1,000万円を上限とする。

（計算期間ならびに支給日）

第5条 月額報酬の支給計算の期間は、毎月1日より起算し、毎月月末に締め切る。

2 翌月10日に本人の同意を得た場合は本人が指定する金融機関の本人名義の口座へ振り込んで支払う。ただし、支払日が休日の場合は、その前日とする。

（控除金）

第6条 月額報酬からは、源泉所得税、住民税、社会保険料等を控除するものとする。

（補則）

第7条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は総会が別に定める

附則

この規程は、2018年6月3日から施行する。

この規程は、令和3年4月21日から施行する。

この規程は、令和3年5月21日から施行する。